



熊本県公報

号外 第58号
令和7年(2025年)
12月25日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（人事課）	1
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき 市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	（〃）	9
○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等 に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（デジタル戦略推進課）	9
○熊本県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則	（くらしの安全推進課）	10

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年12月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第40号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年熊本県規則第38号）の一部を次
のように改正する。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	199,400	241,800	261,900	293,300	320,900
	2	201,100	242,600	262,800	294,000	322,200
	3	202,800	243,400	263,700	294,700	323,500
	4	204,500	244,100	264,700	295,200	324,700
	5	206,200	244,800	265,700	295,800	325,600
	6	207,900	245,500	266,600	296,400	326,800
	7	209,500	246,300	267,600	297,000	328,000
	8	211,100	247,000	268,500	297,500	329,100
	9	212,700	247,900	269,400	298,000	330,100
	10	214,300	248,600	270,200	298,700	331,100
	11	215,800	249,300	270,900	299,300	332,200
	12	217,200	249,900	271,300	299,700	333,400
	13	218,600	250,600	271,900	300,100	334,400
	14	220,100	251,000	272,300	300,600	335,400
	15	221,600	251,500	272,700	301,000	336,500
	16	223,100	251,900	273,100	301,300	337,600
	17	224,500	252,400	273,500	301,700	338,600
	18	225,900	252,800	274,000	302,100	339,700
	19	227,300	253,300	274,500	302,500	340,800
	20	228,700	253,700	275,100	302,800	341,800
	21	230,100	254,000	275,800	303,100	342,800
	22	231,200	254,300	276,400	303,500	343,800
	23	232,300	254,600	277,000	303,900	344,700
	24	233,400	254,900	277,800	304,200	345,700
	25	234,400	255,400	278,600	304,500	346,700
	26	235,200	255,900	279,300	304,900	347,600
	27	236,100	256,300	279,800	305,200	348,600
	28	236,900	256,800	280,500	305,600	349,700
	29	237,800	257,300	281,400	305,900	350,700
	30	238,600	257,800	282,100	306,400	351,700
	31	239,400	258,200	282,800	306,800	352,700
	32	240,200	258,600	283,400	307,300	353,600
	33	241,000	258,900	284,100	307,800	354,500
	34	241,500	259,400	284,800	308,200	355,400
	35	242,000	259,900	285,500	308,700	356,200
	36	242,500	260,300	286,100	309,200	357,100

	37	243,100	260,700	286,700	309,700	358,000
	38	243,600	261,200	287,400	310,300	359,000
	39	244,100	261,600	288,000	310,900	360,000
	40	244,600	262,000	288,500	311,600	360,900
	41	245,100	262,400	288,900	312,100	361,800
	42	245,400	262,800	289,400	312,600	362,700
	43	245,700	263,300	289,800	313,200	363,600
	44	246,100	263,600	290,200	313,700	364,400
	45	246,500	263,900	290,700	314,200	365,200
	46	246,900	264,400	291,200	314,700	366,000
	47	247,400	264,800	291,700	315,300	366,900
	48	247,800	265,100	292,000	316,000	367,600
	49	248,100	265,500	292,400	316,600	368,300
	50	248,400	265,900	292,800	317,300	369,100
	51	248,700	266,200	293,200	318,000	369,900
	52	249,000	266,500	293,700	318,700	370,500
	53	249,200	266,900	294,000	319,300	371,200
	54	249,500	267,200	294,400	320,000	371,800
	55	249,800	267,500	294,900	320,600	372,500
	56	250,100	267,900	295,400	321,200	373,200
	57	250,300	268,200	295,800	321,800	373,800
	58	250,600	268,500	296,400	322,500	374,300
	59	250,900	268,800	296,900	323,200	374,800
	60	251,100	269,100	297,500	323,800	375,300
	61	251,300	269,400	298,100	324,300	375,700
	62	251,600	269,700	298,700	324,800	
	63	251,900	270,000	299,300	325,400	
	64	252,100	270,300	299,800	326,000	
	65	252,300	270,500	300,300	326,600	
	66	252,600	270,800	300,800	327,000	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	67	252,900	271,100	301,300	327,400	
	68	253,100	271,300	301,800	327,900	
	69	253,300	271,500	302,200	328,200	
	70	253,600	271,800	302,600	328,700	
	71	253,900	272,100	303,000	329,200	
	72	254,100	272,300	303,400	329,600	
	73	254,300	272,500	303,800	329,800	
	74	254,600	272,800	304,100	330,100	
	75	254,900	273,100	304,500	330,300	
	76	255,100	273,300	304,900	330,600	
	77	255,300	273,500	305,300	330,900	
	78	255,600	273,800	305,700	331,200	

	79	255,900	274,100	306,100	331,500	
	80	256,100	274,300	306,500	331,700	
	81	256,300	274,500	306,800	331,900	
	82	256,600	274,800	307,300	332,200	
	83	256,800	275,100	307,700	332,600	
	84	257,100	275,300	308,200	332,800	
	85	257,300	275,500	308,500	333,000	
	86	257,500	275,700	309,000	333,200	
	87	257,800	276,000	309,500	333,500	
	88	258,100	276,300	309,800	333,800	
	89	258,300	276,500	310,200	334,000	
	90	258,600	276,700	310,700	334,300	
	91	258,900	277,000	311,200	334,600	
	92	259,100	277,200	311,700	334,800	
	93	259,300	277,500	312,000	335,000	
	94	259,600	277,800	312,400	335,300	
	95	259,900	278,100	312,800	335,600	
	96	260,100	278,300	313,300	335,800	
	97	260,300	278,500	313,700	336,000	
	98	260,600	278,800	314,100		
	99	260,900	279,000	314,400		
	100	261,100	279,300	314,700		
	101	261,300	279,500	315,000		
	102	261,600	279,700	315,500		
	103	261,900	280,000	315,800		
	104	262,100	280,300	316,200		
	105	262,300	280,500	316,500		
	106		280,700	316,900		
	107		281,000	317,300		
	108		281,200	317,500		
	109		281,600	317,700		
	110		281,900	318,000		
	111		282,200	318,300		
	112		282,400	318,500		
	113		282,600	318,700		
	114		282,900	319,000		
	115		283,100	319,300		
	116		283,300	319,500		
	117		283,600	319,700		
	118		283,900	320,000		
	119		284,200	320,300		
	120		284,400	320,500		

	121		284,600	320,700	
	122		284,800	321,000	
	123		285,100	321,300	
	124		285,400	321,500	
	125		285,600	321,700	
	126		285,800	322,000	
	127		286,100	322,300	
	128		286,400	322,500	
	129		286,600	322,700	
	130		286,800		
	131		287,100		
	132		287,400		
	133		287,600		
	134		287,800		
	135		288,100		
	136		288,400		
	137		288,600		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額				
	259,300円				

別表第1の2 (第3条関係)
技能労務職給料表 (第2号会計年度任用職員)

号給	給料月額
	円
1	199,400
2	201,100
3	202,800
4	204,500
5	206,200
6	207,900
7	209,500
8	211,100
9	212,700
10	214,300
11	215,800
12	217,200
13	218,600
14	220,100
15	221,600
16	223,100
17	224,500
18	225,900
19	227,300
20	228,700
21	230,100
22	231,200
23	232,300
24	233,400
25	234,400
26	235,200
27	236,100
28	236,900
29	237,800
30	238,600
31	239,400
32	240,200
33	241,000

34		241,500
35		242,000
36		242,500
37		243,100
38		243,600
39		244,100
40		244,600
41		245,100
42		245,400
43		245,700
44		246,100
45		246,500
46		246,900
47		247,400
48		247,800
49		248,100
50		248,400
51		248,700
52		249,000
53		249,200
54		249,500
55		249,800
56		250,100
57		250,300
58		250,600
59		250,900
60		251,100
61		251,300
62		251,600
63		251,900
64		252,100
65		252,300
66		252,600
67		252,900
68		253,100
69		253,300
70		253,600
71		253,900
72		254,100

	73	254,300
	74	254,600
	75	254,900
	76	255,100
	77	255,300
	78	255,600
	79	255,900
	80	256,100
	81	256,300
	82	256,600
	83	256,800
	84	257,100
	85	257,300
	86	257,500
	87	257,800
	88	258,100
	89	258,300
	90	258,600
	91	258,900
	92	259,100
	93	259,300
	94	259,600
	95	259,900
	96	260,100
	97	260,300
	98	260,600
	99	260,900
	100	261,100
	101	261,300
	102	261,600
	103	261,900
	104	262,100
	105	262,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の2の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の熊本県技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前2項の規定は、第2号会計年度任用職員（改正後の規則第3条第3項に規定する第2号会計年度任用職員をいう。）のうち、令和7年12月に期末手当を支給されていない者には適用しない。
- 5 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第4

0号) 第2条第1項に規定する職員のうち暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給与の額及び支払方法等については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の適用を受ける暫定再任用職員の例による。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第41号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年熊本県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第2号左欄中「別表第29号(38)」を「別表第30号(38)」に改め、同表第3号左欄中「別表第53号(3)」を「別表第54号(3)」に改め、同表第4号左欄中「別表第60号(2)」を「別表第61号(2)」に改め、同表第5号左欄中「別表第63号(3)」を「別表第64号(3)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第42号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第11条」に、「第13条—第26条」を「第12条—第23条」に、「第27条」を「第24条」に改める。

第3条中「第21条」を「第20条」に改める。

第4条及び第4条の2を削る。

第4条の3の見出し中「別表第1の5の項」を「別表第1の3の項」に改め、同条中「別表第1の5の項」を「別表第1の3の項」に、「私立高等学校等専攻科（学校教育法第1条に規定する特別支援学校の専攻科を除く）を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）の専攻科（私立のものに限る）に改め、「第11条の2において同じ」を「第10条において「私立高等学校等専攻科」という」に改め、同条を第4条とする。

第5条を削る。

第6条（見出しを含む。）中「別表第1の7の項」を「別表第1の4の項」に改め、同条を第5条とする。

第7条（見出しを含む。）中「別表第1の8の項」を「別表第1の5の項」に改め、同条を第6条とする。

第8条（見出しを含む。）中「別表第1の9の項」を「別表第1の6の項」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削る。

第10条（見出しを含む。）中「別表第1の11の項」を「別表第1の7の項」に改め、同条を第8条とする。

第11条の見出し中「別表第1の12の項」を「別表第1の8の項」に改め、同条中「別表第1の12の項」を「別表第1の8の項」に、「第25条」を「第22条」に改め、同条を第9条とする。

第11条の2（見出しを含む。）中「別表第1の13の項」を「別表第1の9の項」に改め、同条を第10条とする。

第12条（見出しを含む。）中「別表第1の14の項」を「別表第1の10の項」に改め、同条を第11条とする。

第3章中第13条を第12条とし、第14条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第21条第1号中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同条第2号中「外国人に対し行われる保護」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年

政令第319号)第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書を交付された者(以下「外国人」という。)に対し行われる保護」に改め、同条を第20条とする。

第22条を削り、第23条を第21条とする。

第24条を削る。

第25条(見出しを含む。)中「別表第3の3の項」を「別表第3の2の項」に改め、同条を第22条とする。

第26条(見出しを含む。)中「別表第3の4の項」を「別表第3の3の項」に改め、同条を第23条とし、第4章中第27条を第24条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第43号

熊本県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県食の安全安心推進条例施行規則(平成17年熊本県規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)中「農薬取締法第11条」を「農薬取締法第24条」に、「食品衛生法第11条第1項」を「食品衛生法第13条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。